

警 察 署 協 議 会 会 議 録

名 称		大 阪 府 南 警 察 署 協 議 会
開催日時		令和 5 年12月 1 日（金） 午前10時30分から 午前11時50分まで
開催場所		大阪府南警察署 6階 柔道場
出席者	委員	松田会長、古山副会長、馬場委員、清田委員、鳥居委員 森川委員、菊地委員、久保田委員、武川委員、富田委員
	警察	署長、副署長、総務課長、留置管理課長、会計課長、生活安全課長 地域課長、刑事課長、交通課長、警備課長、ミナミ特別警察隊長 広聴相談係長
議 事 概 要		1 会長あいさつ 日頃は本当に大変な中ではありますが、治安を守っていただいたり、警備をしていただき、ありがとうございます。 これから万博に向かって交通規制等、様々な問題がある中で、阪神タイガースの優勝やハロウィンの警備等が続き、大変だということをいつも感じながら生活しております。 本当にありがとうございます。 本日の警察署協議会、どうぞよろしくお願いします。 2 署長あいさつ 本日はお忙しい中、お集まりいただきまして本当にありがとうございます。 また、平素から警察業務に関して深い御理解と御協力を賜っておりますことに厚く御礼申し上げます。 本日は治安情勢について、これまでの取組みと今後のお願いを含めて御説明をさせていただきたいと思っております。 この1年間、南警察署が、どのような活動をしてきたのかということを理解していただいた上で、御意見をいただければと思っておりますので、よろしくお願いします。 3 業務概要説明（署長） 管内治安情勢等について 4 議事 (1) 客引きの取締りについて

【委員】

道頓堀交番前での客引き取締りが他の地域と比べ緩やかと感じるが、近隣との関係で取締りが難しい理由はあるのか。

腕を引っ張るなどの大胆な客引きも多い。

【警察】

当署の令和5年中の客引きの検挙人員は、約40人です。

取締りの場所は、ミナミ地区全域でランダムに設定しており、交番前では取締りが難しいとか、取締りをしないということはありません。

実際、11月中にも道頓堀交番前の直近で客引きを検挙しています。

道頓堀交番前の客引きが目につくという御意見がありましたので、今後の取締りに活かしていきたいと考えております。

(2) 電動キックボードの取締り強化・ルール周知について**【委員】**

電動キックボードとのすれ違い時や信号無視によって危険を感じることもある。

二人乗りや逆走等、全体的にルールの周知が浅いことも気になり、今後使用する人も知らない人も知ることが必要だと思う。

【警察】

取締りについては、日々、集中的に実施しており、悪質な違反については、厳正に対処しています。

今後もその方針で進めて行きます。

また、周知については、乗り方についてのチラシを作成して、大阪メトロや近鉄電車の駅構内、コンビニエンスストア、町会の会館等に掲示をしています。

(3) 自転車の取締り強化について**【委員】**

信号無視、心斎橋筋や戎橋筋などの商店街内を通行する、堺筋の西側を北から南に逆走する等、自転車走行のマナーが悪いので、取締りを強化してほしい。

【警察】

自転車の違反者に対しては、まずは警告をして、従わなければ交通切符を適用するという流れになります。取締り件数は、本年10月末現在で約80件です。

自転車の違反は、車やバイクと違って交通反則通告制度の適用外で、いきなり刑罰を科す手続きになるので、取締り件数は低くなっています。

警察庁では、自転車の違反についても反則金を支払えば刑罰を科さない反則切符の制度が適用できないかを検討しているところです。

今後も悪質な違反には、取締りを実施していきます。

(4) 周防町通の違法駐車取締り強化について**【委員】**

周防町通から通称アメリカ村三角公園にかけて、ホテル宿泊客の送迎車や飲食店の客の車等、駐車車両が多いので取締りを強化してほしい。

また、西心斎橋交番前での駐車違反の取締りが他の地域と比べ緩やかと感じるが、近隣との関係で取締りが難しい理由はあるのか。

【警察】

同要望は既に把握しており、特に夜間の駐車違反の取締りを強化してきました。

本年9月以降、200件以上の取締りを実施していますが、ミナミという地域の特性もあり、新たな違反者が次々と出て来るので、なかなかならない状況です。

特に22時から1時までの間は駐停車禁止になっていますので、今後も継続的に取締りを実施して参ります。

(5) 道路不正使用について

【委員】

御堂筋の歩道上や主要道路につながる脇道での放置自転車が増加している。

また、飲食店が道路上に机や椅子、看板を出して営業をしたり、商品の置き場にしている店舗もあるので、取締りをしてほしい。

【警察】

歓楽街の放置自転車は、これまでは大阪市が札を付けて数日間様子を見て、移動していなければ撤去をしていましたが、地元住民からの強い要望を受けて、本年11月からは短時間の駐輪でも撤去するという放置自転車リアルタイム撤去を始めております。

道路上の机、椅子や看板に対しても多くの通報が寄せられており、その都度警察官が臨場して撤去させていますが、しばらく経つとまた出すという繰り返しになっています。

検挙してほしいという意見も多数寄せられていますが、各商店会が一定の範囲内なら道路上に出してもいいという自主ルールを設けて長年やってきたため、検挙がやりにくい状況になっています。

各商店会には、道路上に机、椅子や看板を出すことを禁止していただきたいと考えていますし、その働きかけもしていきたいと考えています。

(6) なんば駅前広場の完成に伴う民間・警察・行政の連携について

【委員】

なんば駅前広場が完成したが、キャッチセールスやいわゆるグリ下と同様の問題等、様々な環境課題が想定されるので、情報交換や検証等、今まで以上に民間、警察、行政の協力体制をお願いしたい。

【警察】

警察としても、安全、安心な環境の整備は最優先だと考えております。

なんば駅前広場の計画段階から行政と協議を進める中で、犯罪の温床とならないように、しっかりと管理をしていただきたいということはお

願いをしてきました。

現状は、警備員が24時間常駐しており、防犯カメラも設置されていますが、人件費や維持費がかかるということで、いずれ警備員の配置をなくしたり、防犯カメラを撤去することも検討していると伺っています。

警察としては、警備員や防犯カメラを減らすタイミングで、検証結果を踏まえてしっかりと議論を重ねていきたいと考えております。

(7) 戎橋北詰交差点の感知式信号化について

【委員】

戎橋北詰交差点の信号機について、車が通行する東西方向の信号を常時赤色信号、歩行者が通行する南北方向の信号を常時青色信号にしておき、車が信号で停止したら南北方向の信号を赤色信号に変え、東西方向の信号を青色信号に変えて車を通行させるという感知式信号機にしてはどうか。

【警察】

現在の感知式信号機の感知器は人や自転車でも感知するため、人通りが多い場所に設置すると常に感知した状態になり、かえって東西方向の青色信号の時間が長くなり、南北方向の赤色信号が短くなる可能性があります。

東西方向の車の通行量を調査して、少ない時間帯の東西方向の青色信号の秒数を減らし、南北方向の青色信号の秒数を増やすことを検討したいと思います。

(8) 飲み客の車の鍵を預かる路上駐車について

【委員】

周防町通では、飲食店が店前に車の駐車場所を確保して、客に路上駐車させて鍵を預かり、取締りがあると従業員が車を移動させているが、法律違反ではないか。

【警察】

飲酒運転や駐車違反の幫助になると考えられますので、具体的な店名等の情報があれば提供してください。

(9) 道頓堀リバーウォークでの飲食禁止について

【委員】

道頓堀リバーウォーク内では、外国人が車座になって宴会をしており、風紀上、及び国際都市の品格から好ましくない状況であるので、外国人によるアルコール及び飲食を禁止してほしい。

【警察】

道頓堀リバーウォークは道路ではないため、道路交通法の適用範囲外になります。

従って、管理者に対し、安全に飲酒できる場所を設けてもらうとか、迷惑行為を禁止する注意喚起をしていただくような働きかけをしていた

だけたらと思います。

(10) 戎橋上等での迷惑行為について

【委員】

各商店会には警備員がおり、商店街内で浮浪者やパフォーマー、路上ライブ、露天商等がいれば移動させる等の対応をしているが、戎橋上や難波交差点の東西南北の四隅の歩道上はどこの商店会にも属しておらず、現状、民間で管理するには不十分であるので、警察で対応願いたい。

【警察】

通報があれば、その都度警察官が臨場して移動させていますが、いちごっこになっているのが実情です。

多数の人が集まったり、周囲に危険が及ぶ可能性がある時等は、何らかの法令を適用して強制的な措置を取ることも考えていますが、現状は警察官の警告に従って移動させています。

今後も通報をしていただければ、その都度対応いたします。

(11) 不法残留者の検挙について

【委員】

道頓堀リバーウォークで宴会をしている外国人の中には、不法残留者もいると思われるので、入国管理局と連携してビザの有無を確認するなど職務質問を実施し、違法であれば検挙してほしい。

【警察】

警察でも外国人に対する職務質問を行っており、不法残留者やその他違法行為があれば検挙しています。

ただし、外国人だからという理由で職務質問をすると人権問題に発展するおそれもあるので、あくまでも不審者に対して職務質問を行っております。

(12) 特殊詐欺について

【委員】

私の親は役所から送られてくる封書でも疑ってかかっているが、特殊詐欺にはどのような手段が多いのか。また、何故騙されるのか。

【警察】

特殊詐欺の防犯対策は、これまでも色々な工夫を凝らして行っていますが、騙される高齢者の方がなくなるのも確かで、被害額も相当な金額になっています。

犯人側もメールや電話等、色々な手口でお金を騙し取ろうとしてきますので、高齢者の方は、少しでもおかしいと思ったら、ご家族や警察に電話していただくことが一番いいと思います。

以 上